



島根県報

平成17年 4月 1日 (金)
 第 1,663 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (障害者福祉課) 2

告 示

全国自治宝くじ事務協議会規約の変更 (財 政 課) 15

島根県立美術館の使用料及び観覧料の徴収事務並びに使用料及び観覧料の払戻金の支出事務の委託 (文 化 国 際 課) 15

島根県芸術文化センターの指定管理者の指定 (") 15

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の指定管理者の指定 (景 観 自 然 課) 15

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 16

結核予防法の規定により医療を担当する機関の指定 (薬 事 衛 生 課) 16

結核予防法の規定による指定医療機関の辞退 (") 17

土地改良法の規定に基づく工事完了の届出 (農 村 整 備 課) 17

保安林予定森林 (2 件) (森 林 整 備 課) 17

保安林の指定施業要件の変更 (2 件) (") 18

指定漁船調書の縦覧 (水 産 課) 19

島根県漁業近代化資金利子補給金事業実施要綱の一部改正 (") 19

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正 (") 20

道路の供用開始 (道 路 維 持 課) 20

島根県収入証紙の売りさばき人の指定 (審 査 課) 20

島根県収入証紙の売りさばき人の廃止 (") 21

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (環 境 生 活 総 務 課) 22

特定計量器の定期検査の実施 (商 工 政 策 課) 22

教 委 告 示

島根県立八雲立つ風土記の丘の入館料の徴収及び収納事務の委託 (文 化 財 課) 23

選 管 告 示

不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し 24

不在者投票を行うことができる施設の指定 24

不在者投票を行うことができる施設の名称等の変更 24

不在者投票を行うことができる施設の住所表記の変更 25

個人演説会を開催することができる施設の指定 25

個人演説会を開催することができる施設の住所表記等の変更 26

漁 調 委 告 示

船舶を錨止めして行う釣りの禁止 26

公 安 規 則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則 (警 察 本 部) 27

公布された条例等のあらまし

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第76号）

1 規則の概要

- (1) 公共的施設の対象となる施設を追加することとした。（別表第1関係）
- (2) 公共的施設及び特定公共的施設の整備基準について所要の改正を行うこととした。（別表第2関係）

2 施行期日

平成17年5月1日から施行することとした。

規 則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第76号

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成11年島根県規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表物品販売業を営む店舗の項の次に次のように加える。

卸売市場	卸売市場	
------	------	--

別表第1の1の表社会福祉施設等の項公共的施設の欄の3中「第50条」を「第50条の2」に改め、同欄の5中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第2条第2項第6号」を「第2条第2項第7号」に、「同条第3項第6号」を「同条第3項第11号」に改め、同欄の7中「（昭和38年法律第133号）」の次に「第5条の2第3項及び第4項に規定する事業を行う施設、同法」を加え、同欄の8中「第20条」を「第39条」に改め、同欄に次のように加える。

10 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設

11 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康センター

別表第1の1の表遊技施設等の項公共的施設の欄中「ぱちんこ屋」の次に「、キャバレー、ナイトクラブ」を加え、同表駐車場の項公共的施設の欄中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表官公庁の施設の項の次に次のように加える。

事務所	事務所	
-----	-----	--

別表第1の1の表学校等の項の次に次のように加える。

学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
---------------------------	---------------------------	--

別表第1の1の表共同住宅等の項を次のように改める。

共同住宅等	共同住宅、寄宿舍又は下宿	戸数が30以上である共同住宅又は室数が30以上である寄宿舍
-------	--------------	-------------------------------

別表第1の1の表に次のように加える。

工場	工場	
----	----	--

別表第 1 の 2 の表の備考 1 中「第83条の 3 第 1 項」を「第143条第 1 項」に、「第 2 条第 1 項第 5 号」を「第 2 条第 1 項第 6 号」に改める。

別表第 2 の 1 の表を次のように改める。

別表第 2 (第 3 条関係)

1 建築物

整備項目	整 備 基 準
1 廊下その他 これに類する もの (以下 「廊下等」と いう。)	<p>利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 駐車場、学校等 (盲学校、聾学校及び養護学校を除く。) 及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、階段又は傾斜路 (階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。) の上端又は下端に近接する廊下等の部分 (不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。) には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの (以下「点状ブロック等」という。) を敷設すること。ただし、勾配が20分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端若しくは下端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端若しくは下端に近接するもの又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。</p>
2 階段	<p>利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 踊場を除き、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>オ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>カ 駐車場、学校等 (盲学校、聾学校及び養護学校を除く。) 及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、段がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分 (不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。) には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。</p>
3 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	<p>利用者の用に供する傾斜路 (階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。) は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 勾配が12分の 1 を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p>

	<p>エ 両側に高さ5センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。</p> <p>オ 駐車場、学校等（盲学校、聾学校及び養護学校を除く。）及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合は、この限りでない。</p>
<p>4 便所</p>	<p>(1) 利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ1）以上の便所は、次に定める構造（用途面積が1,000平方メートル未満の公共的施設（公衆便所を除く。）にあつては、アの(イ)及びウの(イ)に定める構造）とすること（共同住宅等を除く。）。</p> <p>ア 1以上の便所は、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>(イ) 腰掛便座及び手すり等を適切に配置すること。</p> <p>イ アに定める構造の便所（以下「車いす使用者用便所」という。）が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 1以上の洗面器は、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 上端の高さは70センチメートル以上80センチメートル以下とし、下端の高さは60センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものとする。</p> <p>(2) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所のうち1以上の便所には、床置式の小便器その他これに類する小便器を1以上設け、その周囲に手すりを設けること（共同住宅等を除く。）。</p> <p>(3) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、図書館等、飲食店（用途面積が300平方メートル以上のものに限る。）、公共交通機関の施設、公衆便所及び官公庁の施設にあつては、利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ1）以上の便所には、乳幼児を置くことができる設備を設けた便所を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。ただし、乳幼児を一時的に預けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、図書館等又は公共交通機関の施設で用途面積が1,000平方メートル以上のもの及び公衆便所にあつては、利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ1）以上の便所には乳幼児のおむつ替えができる設備を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(5) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、図書館等、公共交通機関の施設又は官公庁施設で用途面積が3,000平方メートル以上のもの及び公衆便所にあつては、利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ1）以上の便所には洗浄装置付きの汚物流しを設けた便所を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。</p>
<p>5 駐車場</p>	<p>(1) 利用者の用に供する駐車場には、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車部分（以下「車いす使用者用駐車部分」という。）を設けること（学校等（盲学校、聾学校及び養護学</p>

	<p>校を除く。)及び共同住宅等を除く。)。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車部分である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 7の項の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
<p>6 敷地内の通路</p>	<p>利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 路面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段がある部分は、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 両側に高さ5センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。</p>
<p>7 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる構造の経路(以下「利用円滑化された経路」という。)</p>	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれアからウまでに定める経路のうち1以上を、利用円滑化された経路にすること(学校等(盲学校、聾学校及び養護学校を除く。)を除く。)。</p> <p>ア 建築物に、利用者の用に供する居室(直接地上へ通ずる出入口のある階(以下この項において「地上階」という。)又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある建築物にあっては、地上階にあるものに限る。以下「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路</p> <p>イ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車部分を設ける場合 当該車いす使用者用駐車部分から利用居室までの経路</p> <p>(2) 利用円滑化された経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該利用円滑化された経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該利用円滑化された経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 当該利用円滑化された経路を構成する廊下等は、1の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 幅は、160センチメートル(共同住宅等に係るもの、用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅等以外の公共的施設に係るもの、3室以下の専用のもの又は車いす使用者の利用上支障のないものにあつては、120センチメートル)以上とすること。</p> <p>(イ) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること(共同住宅等を除</p>

く。)。

(ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

エ 当該利用円滑化された経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、3の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。

(ア) 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

(ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

オ 当該利用円滑化された経路を構成する昇降機(力に規定するものを除く。以下同じ。)及びその乗降口ビーは、次に定める構造とすること(共同住宅等を除く。)。

(ア) かご(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車部分がある階及び地上階に停止すること。

(イ) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

(ウ) かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。

(エ) 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。

(オ) かご内及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

(カ) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

(キ) 乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

(ク) 用途面積が1,000平方メートル以上の建築物の利用円滑化された経路を構成する昇降機及びその乗降口ビーにあつては、(ア)から(キ)までに定めるもののほか、次に定める構造であること(駐車場に設けるものは除く。)。

a かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

b かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

c かご内又は乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

(ケ) 用途面積が2,000平方メートル以上の建築物の利用円滑化された経路を構成する昇降機及びその乗降口ビーにあつては、(ア)から(ク)までに定めるもののほか、次に定める構造であること。

a かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。

b かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

c かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。

d かご内には、手すりを設けること。

カ 当該利用円滑化された経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者が円滑に利用することができる特殊な構造又は使用形態の昇降機の構造を定める件（平成15年国土交通省告示第178号）に定める構造とすること。

キ 当該利用円滑化された経路を構成する敷地内の通路は、6 の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。

(ア) 幅は、160センチメートル（共同住宅等及び用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅等以外の公共的施設にあっては、120センチメートル）以上とすること。

(イ) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

(ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(エ) 路面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車いす使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふたを設けた場合は、この限りでない。

(オ) 傾斜路は、次に定める構造であること。

a 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

b 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

c 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(3) (1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)のキの規定によることが困難である場合における(1)及び(2)の規定の適用については、(1)のア中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

8 案内設備までの経路

(1) 駐車場、学校等（盲学校、聾学校及び養護学校を除く。）及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。）とすること。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。

(2) 視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。

ア 当該視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

イ 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブ

	<p>ロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する部分(ただし、1の項のA若しくはイ又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。)</p>
<p>9 浴室</p>	<p>病院等、宿泊施設又は社会福祉施設等で用途面積が1,000平方メートル以上のもの及び公衆浴場にあつては、1(男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ1)以上の浴室(共同のものに限る。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>A 脱衣室及び洗い場の出入口は、7の項の(2)のイに準じた構造とすること。</p> <p>イ 脱衣室、洗い場及び浴槽には、手すりを設けること。</p> <p>ウ 1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものとすること。</p>
<p>10 客席</p>	<p>(1) 興行場等又は集会場で固定式のいすの席の数が500以上のものには、車いす使用者が客席として利用できる部分(以下「車いす使用者用客席部分」という。)及び聴覚障害者用の集団補聴装置を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用客席部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>A 車いす使用者1人につき、幅は90センチメートル以上とし、奥行きは110センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 床の表面は、平坦とし、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 床は、水平とすること。</p> <p>E 車いす使用者用客席部分である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 車いす使用者用客席部分に通ずる7の項の(2)のイに定める構造の出入口から当該車いす使用者用客席部分に至る客席内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>A 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(イ) 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(ウ) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(4) 車いす使用者用客席部分は、当該車いす使用者用客席部分に通ずる7の項の(2)のイに定める構造の出入口から当該車いす使用者用客席部分に至る経路(2)に定める構造の客席内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
<p>11 授乳所その他これに類するもの(以下「授乳所等」という。)</p>	<p>興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、体育施設又は図書館等で用途面積が3,000平方メートル以上のもの、母子福祉施設及び官公庁施設のうち地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項に規定する保健所又は同法第18条第1項に規定する市町村保健センターにあつては、次に掲げる設備を備えた授乳所等を設けること。</p> <p>A 乳幼児用ベッドその他これに類するもの</p> <p>イ 手洗設備</p> <p>ウ 給湯器</p> <p>E いす</p>

12 客室	<p>宿泊施設で客室の数が50以上であるものにあつては、1以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、当該戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>ウ 次に定める構造の便所を設けること。</p> <p>(ア) 便所内に4の項の(1)のアに定める車いす使用者用便房を設けること。</p> <p>(イ) 便所内に設ける洗面器は、4の項の(1)のウに定めるものとする。</p> <p>(ウ) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、アに定める構造とすること。</p> <p>エ 次に定める構造の浴室を設けること。</p> <p>(ア) 脱衣室及び洗い場の出入口は、アに定める構造とすること。</p> <p>(イ) 9の項のイ及びウに定める構造とすること。</p>
13 更衣室及びシャワー室	<p>体育施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、1(男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ1)以上の更衣室及びシャワー室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、7の項の(2)のイに準じた構造とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>ウ 壁には、手すりを設けること。</p> <p>エ 1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものとする。</p>
14 レジ通路 (商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。)及び改札口	<p>1以上のレジ通路及び改札口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ 床は、水平とすること。</p>
15 案内板	<p>公共的施設全体の概要を示す案内板のうち1以上の案内板は、次に定める構造(直接地上に通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導できる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合にあつては、アに定める構造)とすること。</p> <p>ア 文字等は、地色と明度の差が大きい色とすること等により読みやすいものとする。</p> <p>イ 点字による表示をすること。</p>

(注) この表において「利用者の用に供する」とは、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)第2条第2号に規定する特定建築物である施設については「多数の者が利用する」を、同法第2条第3号に規定する特別特定建築物である施設については「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する」をいう。

様式第2号その1を次のように改める。

様式第2号その1(第4条、第6条関係)

施設整備項目調書(建築物)

1 建築物の概要

建築物の名称		主要用途	
建築物の所在地		階数	地上階 地下階
工事種別	新築・新設・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替		
階別	用途	新築等の部分の床面積	既存部分の床面積 床面積合計
階		m ²	m ² m ²
階		m ²	m ² m ²
階		m ²	m ² m ²
階		m ²	m ² m ²
階		m ²	m ² m ²
階		m ²	m ² m ²
合計		m ²	m ² m ²

2 建築物の整備状況

[記入上の注意]

- 用途・面積等により整備項目について整備基準の適用を受けない場合は、整備項目欄の[除外]に を付けてください。
- 備考欄については、用途・面積等により整備基準欄の各整備基準の適用を受けない場合は「除外」に、別表第2の1の表各項におけるただし書に該当する場合は「免除」に○を付けてください。

整備項目	整備基準	整備状況	備考
廊下等	1 滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	2 階段又は傾斜路の上端又は下端に近接する廊下等の部分への点状ブロック等の敷設	適・否	除外・免除
階段	1 手すりの設置(踊場を除く。)	適・否	
	2 滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	3 識別しやすい段の色	適・否	
	4 つまづきにくい構造	適・否	
	5 主たる階段における回り階段の禁止	適・否	免除
	6 段がある部分の上端又は下端に近接する踊場部分への点状ブロック等の敷設	適・否	除外・免除
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	1 手すりの設置	適・否	除外
	2 滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	3 識別しやすい路面の色	適・否	
	4 両側に5cm以上の側壁の設置	適・否	
	5 傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分への点状ブロック等の敷設	適・否	除外・免除
便所	1 用途面積1,000m ² 未満の場合	(1) 腰掛便座及び手すり等を適切に配置した便所の設置	適・否 除外
		(2) 操作が容易な給水栓を設けた洗面器の設置	適・否

	2 用途面積 1,000 m ² 以上の場合及び公衆便所	(1) 車いす使用者用便房の構造	ア 十分な空間の確保	適・否	除外		
			イ 腰掛便座及び手すり等の配置	適・否			
		(3) 洗面器の構造	ア 洗面器の高さ	適・否		適・否	
			イ 操作が容易な給水栓の設置	適・否			
		3	床置き小便器及び手すりの設置			適・否	除外
		4	乳幼児を置くことができる設備の設置及びその旨の表示			適・否	除外・免除
5	乳幼児のおむつ替えができる設備の設置及びその旨の表示		適・否	除外			
6	洗浄装置付きの汚物流しの設置及びその旨の表示		適・否	除外			
駐車場 [除外]	1	車いす使用者用駐車部分の設置		台分			
	2 車いす使用者用駐車部分の構造	(1) 幅350cm以上		cm			
		(2) 車いす使用者用駐車部分である旨の表示		適・否			
		(3) 駐車場に通ずる出入口に近い位置への設置		適・否			
敷地内の通路	1	滑りにくい材料による路面の仕上げ		適・否			
	2 段の構造	(1) 手すりの設置		適・否			
		(2) 識別しやすい段の色		適・否			
		(3) つまづきにくい構造		適・否			
	3 傾斜路の構造	(1) 手すりの設置		適・否	除外		
		(2) 識別しやすい踏面の色		適・否			
		(3) 両側に 5 cm以上の側壁の設置		適・否			
	利用円滑化された経路 [除外]	1	階段又は段の禁止		適・否	免除	
		2 出入口	(1) 幅80cm以上		cm		
(2) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸			適・否	除外			
(3) 戸の前後に高低差がないこと。			適・否	除外			
3 廊下等		(1) 幅160cm以上（用途面積が2,000m ² 未満の公共的施設等の場合は、120cm以上）		cm			
		(2) 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所の設置		適・否	除外		
		(3) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸		適・否	除外		
		(4) 戸の前後に高低差がないこと。		適・否	除外		
4 傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）		(1) 幅120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）		cm			
		(2) 勾配 $1/12$ 以下（高低差が16cm以下の場合は、 $1/8$ 以下）		1/			
		(3) 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		適・否	除外		
5		昇降機		(1) 利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車部分がある階及び地上階への停止	適・否	除外	

		(2) かが及び昇降路の出入口の幅80cm以上	cm	
		(3) かがの奥行き135cm以上	cm	
		(4) 乗降口ビーの幅及び奥行き150cm以上	cm	
		(5) 乗降口ビーは高低差がないこと。	適・否	
		(6) かが内及び乗降口ビーにおける車いす使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置	適・否	
		(7) かが内における停止階及び現在位置の表示装置の設置	適・否	
		(8) 乗降口ビーにおける到着するかがの昇降方向の表示装置の設置	適・否	
	(9) 用途面積1,000㎡以上の場合	ア かが内における到着階並びにかが及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置	適・否	除外
		イ かが内及び乗降口ビーにおける視覚障害者が円滑に操作できる制御装置の設置	適・否	
		ウ かが内又は乗降口ビーにおけるかがの昇降方向を音声で知らせる装置の設置	適・否	
	(10) 用途面積2,000㎡以上の場合	ア かがの床面積1.83㎡以上	㎡	除外
		イ 車いすが転回できる構造	適・否	
		ウ 戸の開閉状況を確認することができる鏡の設置	適・否	
		エ かが内に、手すりの設置	適・否	
6 特殊な構造又は使用形態の昇降機	(1) エレベーターの場合	ア 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するもの	適・否	
		イ かがの床面積0.84㎡以上	㎡	
		ウ かがの十分な床面積の確保	適・否	
	(2) エスカレーターの場合	平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	適・否	

7 敷地内の通路	(1) 幅160cm以上（用途面積が2,000㎡未満の公共的施設等の場合は、120cm以上）		cm			
	(2) 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所の設置		適・否			
	(3) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸		適・否	除外		
	(4) 戸の前後に高低差がないこと。		適・否	除外		
	(5) 排水溝の設置の禁止		適・否	免除		
	(6) 傾斜路の構造	ア 幅120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）		cm		
	イ 勾配 ^{こう} 1/12以下（高低差が16cm以下の場合は、1/8以下）		1 /			
	ウ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		適・否	除外		
案内設備までの経路 [除外]	1 線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設又は音声誘導設備の設置		適・否	免除		
	2 車路に近接する部分への点状ブロック等の敷設		適・否			
	3 段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する部分への点状ブロック等の敷設		適・否			
浴室 [除外]	1 脱衣室及び洗い場の出入口	ア 幅80cm以上		cm		
		イ 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸		適・否		
		ウ 戸の前後に高低差がないこと。		適・否		
	2 脱衣室、洗い場及び浴槽	手すりの設置		適・否		
3 操作が容易な給水栓の設置			適・否			
客席 [除外]	1 車いす使用者用客席部分及び集団補聴装置の設置		有・無			
	2 車いす使用者用客席部分の構造	(1) 幅90cm以上、奥行き110cm以上		cm × cm		
		(2) 床は平坦で、滑りにくい材料による仕上げ		適・否		
		(3) 床は、水平とすること。		適・否		
		(4) 車いす使用者用客席部分である旨の表示		適・否		
	3 出入口から車いす使用者用客席部分に至る通路	(1) 幅120cm以上		cm		
		(2) 傾斜路及び踊場の構造	ア 勾配 ^{こう} 1/12以下（高低差が16cm以下の場合は、1/8以下）		1 /	除外
			イ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		適・否	除外
	ウ 手すりの設置		適・否	除外		
	4 出入口に近い位置への車いす使用者用客席部分の設置			適・否		

授乳所等 [除外]	1	乳幼児用ベッドその他これに類するものの設置	適・否			
	2	手洗い設備の設置	適・否			
	3	給湯器の設置	適・否			
	4	いすの設置	適・否			
客室 [除外]	1	出入口の構造	(1) 幅80cm以上	cm		
			(2) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	除外	
			(3) 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	除外	
	2	十分な床面積の確保	適・否			
	3	便所の構造	(1) 車いす使用者用便 房の構造	ア 十分な空間の確保	適・否	
				イ 腰掛便座及び手すり 等の設置	適・否	
		(2) 洗面器の構造	ア 洗面器の高さ	適・否		
			イ 操作が容易な給水 栓の設置	適・否		
		(3) 便所及び便房の出 入口の構造	ア 幅80cm以上	cm		
			イ 車いす使用者が容易 に開閉して通過できる 構造の戸	適・否		
	ウ 戸の前後に高低差が ないこと。		適・否			
	4	浴室の構造	(1) 脱衣室及び洗い場 の出入口の構造	ア 幅80cm以上	cm	
				イ 車いす使用者が容易 に開閉して通過できる 構造の戸	適・否	
				ウ 戸の前後に高低差が ないこと。	適・否	
		(2) 脱衣室、洗い場及 び浴槽の構造	手すりの設置	適・否		
		(3) 操作が容易な給水栓の設置	適・否			
更衣室及びシャ ワー室 [除外]	1	出入口の構造	(1) 幅80cm以上	cm		
			(2) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否		
			(3) 戸の前後に高低差がないこと。	適・否		
	2	十分な床面積の確保	適・否			
	3	手すりの設置	適・否			
4	操作が容易な給水栓の設置	適・否				
レジ通路及び改 札口	1	幅80cm以上	cm			
	2	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	適・否			
	3	床は、水平とすること。	適・否			
案内板	1	読みやすい文字等による表示	適・否			
	2	点字による表示	適・否	除外		

附 則

この規則は、平成17年 5 月 1 日から施行する。

告 示

島根県告示第447号

静岡市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の 6 の規定に基づき、その例によることとされる同法第252条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 4 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に静岡市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第 3 条第 2 号中「さいたま市」の下に「、静岡市」を加える。

附 則

この規約は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

島根県告示第448号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項及び第165条の 3 第 1 項の規定により、島根県立美術館の使用料及び観覧料の徴収事務並びに使用料及び観覧料の払戻金の支出事務を平成17年 4 月 1 日から松江市袖師町 1 番 5 号株式会社 S P S しまねに委託したので、同令第158条第 2 項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成17年 4 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第449号

島根県芸術文化センター条例（平成16年島根県条例第51号）第 8 条の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成17年 4 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
島根県芸術文化センター
- 2 指定管理者
松江市殿町158番地 財団法人島根県文化振興財団
- 3 指定期間
平成17年 4 月 1 日から 5 年間

島根県告示第450号

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例（平成16年島根県条例第52号）第 8 条の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成17年4月1日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
島根県立三瓶自然館及びその附属施設
- 2 指定管理者
大田市三瓶町多根1121番8
財団法人三瓶フィールドミュージアム財団
- 3 指定期間
平成17年4月1日から5年間

島根県告示第451号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年4月1日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 くにびきケアサービス	福祉用具貸与	くにびきケアサービス	安来市黒井田町736番地5	平成17年3月16日
株式会社 ケアガイド	特定施設入所者生活介護	あおぞら八重垣	松江市佐草町194番地1	平成17年3月20日
益美コンサルタント株式会社	通所介護	デイサービス あんず	益田市美都町仙道693	平成17年3月20日
社会福祉法人 敬愛福祉会	通所介護	デイサービスやすらぎの里別府	邑智郡美郷町別府8番5	平成17年3月20日

島根県告示第452号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、同法第34条及び第35条に規定する医療を担当する機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の6第1項の規定により告示する。

平成17年4月1日

島根県知事 澄 田 信 義

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
フリーダム古志薬局湖北店	松江市岡本町1099-1	平成16年12月1日
ウエーブすふ薬局	浜田市周布町イ61-1	平成16年12月6日
都谷外科・整形外科	松江市中原町52番地	平成17年1月1日
医療法人慈誠会山根病院	浜田市熱田町1517番地1	平成17年1月1日
フリーダムプラス薬局	安来市広瀬町1950-1	平成17年2月1日
さくらクリニック	出雲市姫原3丁目1番地1	平成17年2月15日

島根県告示第453号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第 4 項の規定により、指定医療機関が次のとおり指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第 2 条の 6 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成17年 4 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
都谷病院	松江市中原町52番地	平成16年12月31日
もりわき眼科	浜田市日脚町244 - 1	平成16年12月31日
山根病院	浜田市熱田町1517番地 1	平成16年12月31日
さくらクリニック	出雲市塩冶町959番地 2	平成17年 1 月31日
出雲休日診療所	出雲市今市町72番地 4	平成17年 3 月12日

島根県告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成17年 4 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	完了年月日
八束郡鹿島町土地改良区	井の子地区用排水施設事業（非補助土地改良事業）	平成17年 2 月18日
	上講武地区用排水施設事業（非補助土地改良事業）	平成17年 2 月18日
	淵田地区用排水施設事業（非補助土地改良事業）	平成17年 2 月18日

島根県告示第455号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成17年 4 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
那賀郡三隅町大字井野口576から口579まで、口635、八1050、八1177 - 1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び三隅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第456号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年4月1日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
那賀郡金城町大字長田イ381 - 1、イ381 - 3、イ382
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び金城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第457号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年4月1日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
那賀郡弥栄村大字三里イ361 - 1
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び弥栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第458号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年 4 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町元屋芽原322、ビシヤコ323、葛峠西平324 - 1、上炭床325
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第459号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成17年 4 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名

大田市五十猛町1776 - 7	海塚 敬則
” ” 2166	辻 裕行
” ” 1810 - 37	和田 等
 - (2) 加入区
五十猛加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
五十猛漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間
告示の日から15日間
 - (2) 縦覧場所
五十猛漁業協同組合

島根県告示第460号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱(平成13年島根県告示第268号)の一部を次のように改正する。

平成17年 4 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中	年1.5%以内	を	年1.7%以内	に改める。
	年1.5%以内			
	年1.5%以内			
	年1.5%以内			
	年1.5%以内			
	年1.5%以内			
	年1.5%以内			
	年1.5%以内			
	年1.7%以内		年1.7%以内	

附 則

- この告示は、平成17年4月1日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成17年3月18日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第461号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成17年4月1日

島根県知事 澄 田 信 義

第5条第2号中「1.5パーセント」を「1.7パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成17年4月1日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成17年3月18日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第462号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	日貫川本線	邑智郡邑南町日和898番1地先から同2123番地先まで	メートル 260.00	平成17年 4月3日	川本土木建築事務所	

島根県告示第463号

島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第1項の規定により島根県収入証紙の売りさばき人を次のと

おり指定したので同条第 3 項の規定により告示する。

平成17年 4 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定年月日	指定番号	売 り さ ば き 場 所	住 所 及 び 氏 名
平成17年 4 月 1 日	967	出雲市塩冶有原町 2 丁目19番地 出雲警察署内 出雲市平田町2438番地 3 号 出雲警察署 広域平田交番内 出雲市大社町杵築東57番地 2 号 出雲警察署 広域大社交番内	出雲市塩冶有原町 2 丁目19番地 出雲警察署内 出雲地区交通安全協会 会長 谷本 忠士
平成17年 4 月 1 日	968	雲南市木次町里方519番地 2 号 雲南警察署内 雲南市掛合町掛合846番地 1 号 掛合庁舎掛合広域交番内 仁多郡奥出雲町三成198番地 5 号 三成庁舎三成広域交番内	雲南市木次町里方519番地 2 号 雲南警察署内 雲南地区交通安全協会 雲南地区交通安全協会会長 職務代行者 上代 義郎

島根県告示第464号

次の者の島根県収入証紙売りさばき人の指定を取り消したので、島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第 5 条第 3 項の規定により告示する。

平成17年 4 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

取消年月日	指定番号	売 り さ ば き 場 所	住 所 及 び 氏 名
平成17年 3 月31日	828	雲南市掛合町掛合846番地 1 号 掛合警察署内	雲南市掛合町掛合846番地 1 号 掛合警察署内 飯石郡交通安全協会 会長 上代 義郎
平成17年 3 月31日	829	出雲市塩冶有原町 2 丁目19番地 出雲警察署内	出雲市塩冶有原町 2 丁目19番地 出雲警察署内 出雲簸川交通安全協会 会長 谷本 忠士
平成17年 3 月31日	833	出雲市大社町杵築東57番地 2 号 大社警察署内	出雲市大社町杵築東57番地 2 号 大社警察署内 大社町交通安全協会 会長 前島 弘尚
平成17年 3 月31日	840	仁多郡奥出雲町三成198番地 5 号 三成警察署内	仁多郡奥出雲町三成198番地 5 号 三成警察署内 仁多郡交通安全協会 会長 絲原 徳康
平成17年 3 月31日	842	邇摩郡温泉津町温泉津大字小浜イ540番地 1 号 温泉津警察署内	邇摩郡温泉津町温泉津大字小浜イ540番地 1 号 温泉津警察署内 邇摩郡交通安全協会 会長 森崎 禎璋
平成17年 3 月31日	924	出雲市平田町2438番地 3 号 平田警察署内	出雲市平田町2438番地 3 号 平田警察署内 平田市交通安全協会 会長代行 岡本 達雄

平成17年3月31日	959	雲南市木次町里方519番地2号 木次警察署内	雲南市木次町里方519番地2号 木次警察署内 大原郡交通安全協会 会長 山根 大吉
------------	-----	------------------------	---

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年4月1日

島根県知事 澄田信義

1 申請のあった年月日

平成17年3月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 日本古民家研究会

3 代表者の氏名

成相 脩

4 主たる事務所の所在地

大田市祖式町祖式563番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、古民家といわれる戦前に作られた建築物を中心とした優良な建物（以下「建築物」）の再利用や資源化活動を行おうとする人に対して、その利用方法（現状保存利用、移築利用）、的確な情報収集、提供などの古民家を再利用していこうとする調査研究に関する事業を行い、建築環境の改善に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2週間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づき、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成17年4月1日

島根県知事 澄田信義

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に規定する非自動はかり（第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号及び第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
11月21日から12月22日まで	特定計量器の所在の場所	益田市、隠岐郡、斐川町、鹿足郡

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第39条第 2 項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第39条第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
6 月 1 日から 8 月31日まで	特定計量器の所在の場所	益田市、隠岐郡、斐川町、鹿足郡

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第39条第 2 項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)及び(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
益田市	5 月17日から19日まで	9 時30分から16時まで	益田市役所
	5 月20日	9 時30分から12時まで	
	5 月24日	14時から16時まで	
	5 月25日及び26日	9 時30分から16時まで	
隠岐の島町	6 月 1 日	13時から15時まで	隠岐の島町役場
	6 月 2 日	9 時30分から15時まで	
	6 月 6 日	13時30分から16時まで	
	6 月 7 日	9 時30分から14時30分まで	
	6 月 8 日	9 時30分から15時まで	
	6 月 9 日	9 時30分から11時30分まで	
知夫村	6 月13日	13時30分から16時まで	知夫村役場
海士町	6 月14日	14時から16時30分まで	海士町役場
	6 月15日	9 時30分から14時まで	
西ノ島町	6 月16日	10時から15時まで	西ノ島町役場
	6 月17日	10時から12時まで	
斐川町	6 月28日及び29日	10時から15時30分まで	斐川町役場
津和野町	7 月12日及び13日	10時から16時まで	津和野町役場
日原町	7 月14日	10時から16時まで	日原町役場
	7 月15日	10時から11時30分まで	
柿木村	7 月26日	10時から15時30分まで	柿木村役場
六日市町	7 月27日	10時から16時まで	六日市町役場
	7 月28日	9 時30分から11時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第 5 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、島根県立八雲立つ風土記の丘の入館料の徴収及び収納の事務を平成17年 4 月 1 日から松江市殿町158番地財団法人島根県文化振興財団に委託したので、同令第158条第

2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

平成17年4月1日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成17年4月1日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
平田市立病院	平田市灘分町613番地	平成17年3月21日
特別養護老人ホーム やまゆり苑	簸川郡佐田町大字一窪田1961番地 5	平成17年3月21日

島根県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成17年4月1日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称	所 在 地	指定年月日
出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町613番地	平成17年3月22日
特別養護老人ホーム やまゆり苑	出雲市佐田町一窪田1961番地 5	平成17年3月22日

島根県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成17年4月1日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称 及 び 所 在 地		変 更 事 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
平田市介護老人保健施設「愛宕苑」	平田市灘分町613番地	施設の名称	出雲市立介護老人保健施設「愛宕苑」
		施設の所在地の表記	出雲市灘分町613番地

島根県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和 26年政令第78号）第 6 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成17年 4 月 1 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称 及 び 所 在 地		変 更 事 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
島根県立湖陵病院	簸川郡湖陵町大字大池240番地	施設の所在地の表記	出雲市湖陵町大池240番地
特別養護老人ホーム るんびに い苑	平田市園町2606番地 1	施設の所在地の表記	出雲市園町2606番地 1
特別養護老人ホーム 万田の 郷	平田市万田町692番地 2	施設の所在地の表記	出雲市万田町692番地 2
特別養護老人ホーム 潮風苑	簸川郡多伎町大字小田50番地 3	施設の所在地の表記	出雲市多伎町小田50番地 3
特別養護老人ホーム 湖水苑	簸川郡湖陵町大字差海318番地 1	施設の所在地の表記	出雲市湖陵町差海318番地 1
特別養護老人ホーム いなさ 園	簸川郡大社町大字杵築西1643番地 2	施設の所在地の表記	出雲市大社町杵築西1643番地 2
ケアハウス ふるさと苑	簸川郡大社町大字中荒木字恵比須1745番地 2	施設の所在地の表記	出雲市大社町中荒木1745番地 2
社会福祉法人多岐の郷老人保健施設たき	簸川郡多伎町大字小田50番地	施設の所在地の表記	出雲市多伎町小田50番地
介護老人保健施設 ほのぼの苑	簸川郡大社町大字中荒木字恵比須1745番地 2	施設の所在地の表記	出雲市大社町中荒木1745番地 2

島根県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項第 3 号に規定する施設として指定した旨、出雲市選挙管理委員会から報告があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成17年 4 月 1 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さんぴーの出雲	出雲市中野町724番地 9	平成17年 3 月22日
パルメイト出雲	出雲市今市町2065番地	平成17年 3 月22日

島根県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設を変更した旨、出雲市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年4月1日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
施 設 の 名 称	所 在 地	施 設 の 名 称	所 在 地	
出雲市体育館	出雲市今市町北本町3丁目1番地6	出雲体育館	出雲市今市町北本町3丁目1番地6	平成17年3月22日
平田市立体育館	平田市西平田町16番地	出雲市立平田体育館	出雲市西平田町16番地	平成17年3月22日
平田市立学習館	平田市平田町2110番地1	出雲市立平田学習館	出雲市平田町2110番地1	平成17年3月22日
平田市立文化館	平田市平田町2112番地1	出雲市立平田文化館	出雲市平田町2112番地1	平成17年3月22日
佐田町老人福祉センター「潮の井荘」	簸川郡佐田町大字宮内749番地5	佐田老人福祉センター「潮の井荘」	出雲市佐田町須佐749番地5	平成17年3月22日
奥田儀センター	簸川郡多伎町大字奥田儀589番地1	奥田儀センター	出雲市多伎町奥田儀589番地1	平成17年3月22日
健康増進センター	簸川郡多伎町大字口田儀762番地	多伎健康増進センター	出雲市多伎町口田儀762番地	平成17年3月22日
多伎勤労者体育センター	簸川郡多伎町大字久村1341番地1	多伎勤労者体育センター	出雲市多伎町久村1341番地1	平成17年3月22日

島根海区漁業調整委員会指示

島根海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、島根県出雲市大社町トモ島の最高頂点を中心として半径1,500メートルの線によって囲まれる海域（ただし、日御碕神社浜の鳥居南端、小亀島最高頂点及び出雲市神戸川河口中央の各点を順次結んだ線とトモ島最高頂点を中心として半径1,500メートルの線とによって囲まれる小亀島東側の扇型海域を除く。）において漁業者及び遊漁者が船舶（ゴムボート及び手こぎボートを含む。）を錨止めして行う釣りを禁止する。ただし、島根海区海面利用出雲地区協議会長が、6月15日から10月31日の期間内であらかじめ承認した者については、このかぎりでない。

なお、この指示の有効期間は、平成17年4月1日から平成19年3月31日までとする。

平成17年4月1日

島根海区漁業調整委員会会長 伊 藤 裕

公 安 委 員 会 規 則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 4 月 1 日

島根県公安委員会委員長 増 原 久 子

島根県公安委員会規則第 8 号

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則（昭和36年島根県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。
本則を次のように改める。

- 1 島根県地方警察職員定員条例（昭和32年島根県条例第14号。次項において「条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する定員の部内の配分は、次表のとおりとする。

本部署別	警 察 官						警察官以外の職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補	巡 査 部 長	巡 査	計		
警 察 本 部	45	72	133	58	102	410	205	615
警 察 署	25	71	262	351	321	1,030	118	1,148
計	70	143	395	409	423	1,440	323	1,763

- 2 条例第 2 条第 2 項の規定による定員の流用の要否及び流用する人員は、島根県警察本部長が決定するものとする。
別表を削る。

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

